

大阪府市町村連携型中小企業融資制度 寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん案内

この制度は、寝屋川市内で事業を営む小規模企業者が、事業活動に必要な資金を金融機関から円滑に借入れできるよう、大阪信用保証協会の信用保証に付し、あっせんするものです。必ず御本人がお申し込みください。書類の提出後、保証協会において必要な調査を行い、融資の諾否等を通知します。

1. 利用資格

寝屋川市内の同一場所において1年以上同じ事業を営んでいて、具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能で、かつ、大阪信用保証協会の保証を受けられる見込みがある方。ただし、事業形態につき以下の条件があります。

中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者

- 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の会社、個人
- 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- 法に基づく事業協同小組合等（窓口で御確認ください）

次のいずれかに該当する場合は、この制度を利用できません。

- 農林漁業、金融・保険業（下記業種を除く）、風俗営業、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする法人を除く）等の業種の場合
 - 保険媒介代理業
 - 保険サービス業
 - クレジットカード業・割賦金融業
 - 金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）
 - 商品先物取引業・商品投資顧問業
 - 補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第25項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第3条第1項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）
 - 金融代理業（金融商品仲介業に限る。）
- 原則として、大阪信用保証協会又は他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合。また、当該債務の保証人になっている場合
- 原則として、大阪信用保証協会又は他の信用保証協会の保証付き借入金等に延滞等の債務不履行がある場合。また、当該借入金等の保証人になっている場合
- 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- 金融機関と取引停止中、又は第1回目の不渡りの発生から6か月を経過していない場合
- 暴力的不法行為者又は反社会的勢力が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- 許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合
- 融資対象設備を寝屋川市外に設置する場合

2. 融資限度額

1小規模企業者につき、1年度当たり500万円以内です。ただし、大阪信用保証協会又は他の信用保証協会の保証付き融資を受けているときは、当該融資残高（根保証・当座貸越等の極度額のあるものにおいては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限ります。また、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。

3. 受付期間

毎年4月1日から翌年2月末日までです。ただし、予算の関係上、受付を早期に終了する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4. 受付場所

寝屋川市立産業振興センター 〒572-0042 寝屋川市東大和町2番14号 ☎072-828-0751

5. 資金使途 運転資金、設備資金（転貸資金は不可）

6. 融資利率 年1.4%（固定金利）

7. 融資期間 運転資金5年以内、設備資金5年以内

8. 据置期間 6か月以内

9. 返済方法 毎月元金均等分割返済

10. 担保 原則として、不要

11. 連帯保証人 個人 原則として、不要

法人 原則として、当該法人の代表者

組合 原則として、当該組合の代表理事

ただし、必要に応じて次の方は連帯保証人になっていただく場合があります。

○ 実質的な経営権を持っている方

○ 当該事業に従事している配偶者

○ 本人に健康上の理由がある場合の事業承継予定者

○ 組合における代表理事以外の理事（個々の組合の実情に応じ連帯保証人として必要と判断される場合）等

12. 融資申込に必要な書類

次の所定の申込書等及び添付書類が必要です。なお、提出された書類はお返しできませんので御了承ください。

【所定書式あり】※窓口でお渡しします。

書 類 名	必要数
大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書	1通
保証人等明細	※複写式
申込人(企業)概要	1通
資産・負債および収入・支出	※複写式
信用保証委託契約書(※1)	1通
個人情報に関する同意書(保証協会用) 個人情報に関する同意書(金融機関用) 個人情報に関する同意書(寝屋川市用)	申込者 (法人の場合は法人代表者) 各1通
大阪府市町村連携型中小企業融資制度 寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん申告書	1通
事業計画書	1通
寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせんの申請に係る誓約書	1通
小規模サポート資金申込に係る融資残高申告書	1通
「保証協会団信」に加入される場合 ・団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書 ・「保証協会団信」申込書兼告知書	各1通

以下の書類については、申込者で取り寄せるなどしてください。

書 類 名	必要数
印鑑証明書	申込者
(発行後3か月以内のもの)	連帯保証人(法人代表者、代表理事)等
納税証明書等(※3)	1通

申込者が法人の場合(※2) ・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(発行後3か月以内のもの) ・決算書及び附属明細書(写)(2期以上している場合は直近2期分) ・確定申告書(写)別表1、4、5等(2期以上している場合は直近2期分) ＊電子申告の場合は受信通知(写)を添付してください。	各2通
申込者が個人の場合(※2) ・確定申告書(写)(2期以上している場合は直近2期分) ＊電子申告の場合は受信通知(写)を添付してください。	各2通
設備資金で申込みの場合、見積書(写)等 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合) 初回申込みの場合又は完済後の初回申込みの場合は、 <u>マイナンバーの記載のない</u> <u>申込者(法人の場合は代表者)の住民票抄本(前住所が確認できるもの)(発行後</u> <u>3か月以内のもの)(写し可。取扱金融機関の同意がある場合は省略可。)</u> 申込者(法人の場合は代表者)又は連帯保証人が外国人の場合は、在留資格及び 在留期間が確認できる <u>マイナンバーの記載のない住民票抄本(発行後3か月以内</u> <u>のもの)</u> 又は在留カード若しくは特別永住者証明書のいずれかの写し	該当するもの 各1通
合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書	
組合・医療法人の場合、借入についての理事会議録	
その他、必要と認められる書類	必要数

(※1) 信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署してください。

(※2) 取扱金融機関の同意がある場合は各1通でも構いません。

(※3) 納税証明書等

- | | | |
|--|---|------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業税 2. 所得税(その1又はその3) 3. 法人税(その1又はその3) 4. 府・市町村民税 5. 法人府民税 6. 法人市町村民税 | } | 1～6のいずれかの当該事業に係る
納税証明書 1通 |
|--|---|------------------------------|

なお、上記のいずれについても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、1～6のいずれかに係る納税状況を証する書類を提出してください。

- ＊ 納税証明書(その1)とは、納付税額等の証明
- ＊ 納税証明書(その3)とは、未納の税額がないことの証明

- 事業税の納税証明書で、「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取扱いできません。
- 府・市町村民税で、課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取扱いが可能です。それ以外の場合には、必ず「納税証明書」を御提出ください。

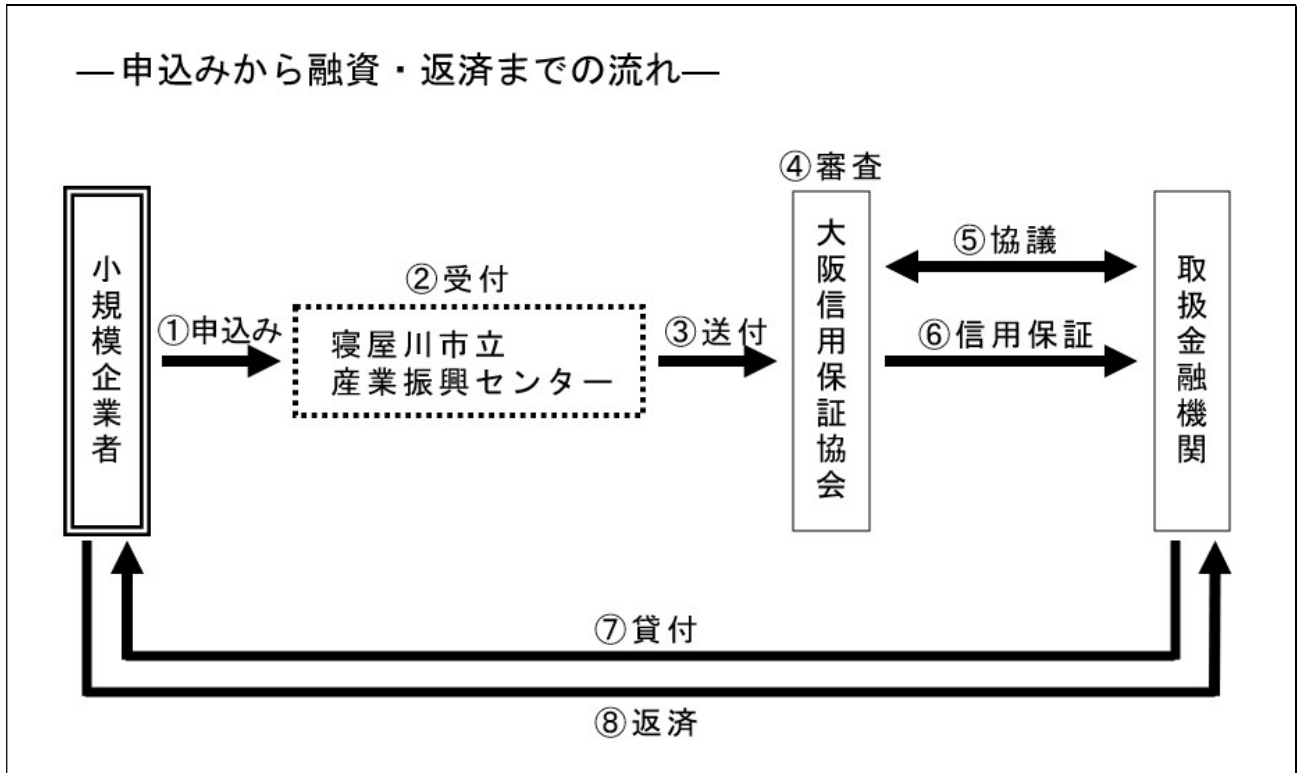
なお、融資の申込みに必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証・印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑登録証明書等を求められることがあります。

13. 信用保証料の補給

本制度では、市内事業者の資金調達の円滑化を図るため、融資決定対象者に対し信用保証料を補給しています。補給金の申請については、融資決定後(保証協会から市に融資決定の連絡があった後)に市から必要書類を送付しますので、金融機関で「信用保証料払込証明書」に証明をもらい、「交付申請書」及び「請求書」と併せて、市に提出してください。

14. 取扱金融機関 (50 音順) ※こちらに記載がある金融機関でのみ取扱いできます。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 大阪シティ信用金庫 寝屋川支店 | 9. 京都信用金庫 寝屋川支店 |
| 2. 関西みらい銀行 萱島支店 | 10. 京都中央信用金庫 寝屋川支店 |
| 3. 関西みらい銀行 香里支店 | 11. 近畿産業信用組合 香里支店 |
| 4. 関西みらい銀行 香里中央支店 | 12. 四国銀行 香里支店 |
| 5. 関西みらい銀行 寝屋川駅前支店 | 13. 徳島大正銀行 萱島支店 |
| 6. 関西みらい銀行 寝屋川支店 | 14. 枚方信用金庫 寝屋川支店 |
| 7. 北おおさか信用金庫 寝屋川支店 | 15. 枚方信用金庫 寝屋川西支店 |
| 8. 京都銀行 寝屋川支店 | 16. りそな銀行 寝屋川支店 |



- 申込書は、申込者御本人が直接受付へ提出してください。郵送等では受け付けません。申込書受付後、大阪信用保証協会と取扱金融機関が協議の上、保証、融資の諾否、決定金額について通知します。
- 融資申込書は、原則として申込者が御記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りすることがあります。
- 申込後、大阪信用保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出や事業所等を訪問させていただく場合もありますが、御協力いただけないときは、審査が打ち切られることがあります。
- 融資の決定は、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断されます。御希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。